

V 老人福祉計画の今後の施策

V 老人福祉計画の今後の施策

1. 暮らしを支えるために ～日々の暮らしを包括的に支える体制の整備

(1) 地域包括ケアシステムの構築

① 地域包括支援センターの機能強化

a) 地域包括支援センター等のあり方の検討

高齢者の増加に伴い、現在の地域包括支援センターや地域相談センターでは相談業務への対応が増え、地域把握や支援対策の強化が必要となっています。今後のセンターのあり方や人員配置、圏域等について検討し、地域包括ケアシステムの構築・充実に向けた体制づくりを図ります。

b) 総合相談の充実

地域包括支援センターと地域相談センターが連携し、日常生活圏域ごとの高齢者の実態把握と相談への対応を推進します。

高齢者への各種支援が迅速、円滑に行われるよう、「地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」を活用し、効果的な運営方法等について検討するとともに、地域包括ケアを推進していきます。

また、相談がスムーズに行えるように、ニーズに対応できる相談機関の一覧を作り情報提供するとともに、情報を共有する交流機会（連絡会）を定期的に設けます。

各圏域の把握により、圏域ごとの地域特性、地域課題に対応した高齢者支援対策へとつながるように、保健、福祉及び市の関係機関への情報提供、情報共有を行います。

c) 地域包括支援センター、地域相談センターの周知徹底

地域包括支援センターや地域相談センターが高齢者の「身近な総合相談窓口」として認識・活用されるために、広報紙への掲載やパンフレットの配布を行います。

また、自治会への出前講座を継続し、高齢者の健康教育・指導を行います。

介護支援専門員、サービス事業所といった関係機関との連携による周知、民生委員や自治会等の地域との連携、地域デイサービスの場を活用した情報提供など、様々なネットワークを活用し、市民への周知を図ります。

d) ケアマネジメントの支援

「介護支援専門員連絡会」の実施や研修等による資質向上を図るなど、地域包括支援センターが担う介護支援専門員への指導等が十分に行える体制をさらに充実・強化していきます。

②権利擁護の推進

a) 権利擁護相談の充実

地域包括支援センターに配置されている専門職員による総合相談を充実させるとともに、定期的なネットワーク会議を持つなど関係機関との連携を密にし、権利擁護や成年後見に関する相談の充実に努めます。

b) 権利擁護のための事業、制度の周知と利用促進

認知症などで判断能力が十分でない高齢者に対して、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、日常的な金銭管理の援助を行う「日常生活自立支援事業」について周知を図ります。

また、財産管理や契約などの法律行為を支援し、権利や利益を保護する「成年後見制度」についても、周知と利用促進を図ります。

周知方法については、市の広報誌やホームページのほか、自治会や地域デイサービス等における情報提供にも力を入れていきます。

c) 虐待の早期発見と防止

c)-1 高齢者虐待防止ネットワークの強化

市に設置されている「高齢者虐待ネットワーク運営委員会」を通して、警察や医師会、保健所等の関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見と早期対応、相談支援、虐待の防止に努めます。

また、地域相談センターが所管する日常生活圏域単位での関係機関の連携を図り、身近な地域が協働した虐待防止の体制づくりに努めます。

c)-2 虐待防止のための周知

民生委員や介護支援専門員等と連携し、広く住民に対してどのような行為が虐待にあたるのか、なぜ虐待は起こるのか、どのようにすれば虐待が防げるのか等、高齢者の虐待防止について周知を図ります。

また、地域デイサービスや自治会等に出向き、高齢者の人権や虐待防止について、引き続き普及啓発を行います。

市民への周知のほか、福祉施設やサービス事業所にも虐待防止の啓発を行い、支援者側からの虐待が起こらないように図ります。

③地域ケア会議の充実

地域ケア会議において個別ケースの検討や地域課題の解決策を検討するなど、地域ケア会議を中心とした地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療・介護連携の体制整備

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の整備を図ります。

② 地域資源把握に係る調査の実施

医療と介護の連携の具体的な仕組みについて検討するため、地域の医療機関、介護保険サービスの事業所の情報収集など、地域資源の把握等を行います。

(3) 認知症施策の推進

① 認知症初期集中支援チームの設置

認知症の初期支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症ケアの充実を図ります。

② 認知症地域支援推進員の配置

「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の人や家族に関わり、自立生活のサポートを行う支援体制の構築を図ります。

(4) 生活支援サービスの体制整備

① 生活支援コーディネーターの配置

生活支援サービス利用者と提供者（団体やNPO、ボランティア等）との利用調整を行う生活支援コーディネーターの配置を行います。

② 協議体の設置

支援が必要な方、一人ひとりの状況やニーズに沿った生活支援サービスの提供を図るために、協議体を設置し、地域課題の把握や適切なサービス提供を図ります。

(5) 高齢者のための住宅対策の推進

① 高齢者が住みやすい市営住宅の推進

市営住宅については、高齢者が安全かつ快適に生活を送れるよう、高齢者に配慮した設備設置を関係機関に働きかけます。また、今後は一人暮らし高齢者が入居しやすいように、優先入居対象者として検討を行います。

② 住宅改修の周知

市の窓口や広報誌、ホームページ、パンフレット、関係機関での相談等を通して、介護保険サービスを活用した住宅改修の周知・広報に努め、高齢者が継続して自宅での生活を送れるよう支援します。

(6) 各種連携体制の整備

① 行政内部の連携体制の構築

高齢者対策を進めるにあたっては、生活支援のための福祉サービスや介護保険事業といった、介護長寿課のみが関係するだけではなく、地域全般の福祉や健康づくり、移動・交通、生涯学習など、その他の部署も関係してきます。

このため、「市保健・福祉・医療等関係課会議」での情報共有、およびその他の部署との連絡会を設けるなど、役所内部の連携を図り、計画の推進を行います。

② 行政と関係機関との連携、情報の共有強化

高齢者福祉の事業や施策は、市と関係機関、地域の団体・人材との協力により実施されています。特に地域相談センターや市社会福祉協議会、民生委員、サービス事業所、介護支援専門員と連携した地域との関わりは、高齢者施策を展開する上で不可欠なものとなっています。

③ 定期的な事業の点検評価の実施

本計画の推進にあたっては、計画の推進会議を催し、年1回程度の点検評価を行います。

点検・評価は、PDCAサイクル【計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－見直し（Action）】により、これまでの運営が妥当であったか、十分な効果があったか、そして今後どのように運営されるべきかを、事業の実績、必要性及び効率性等を踏まえて総合的に行い、必要に応じて事業の変更や追加などを行っていきます。

④ 市民、地域、行政の役割の周知、啓発

高齢者が自立して地域生活を送るためには、高齢者自身が健康に気をつけるなど「自助」が必要であるほか、地域の人々の支え合いである「共助」、行政機関の支援である「公助」が重要です。

この「自助」「共助」「公助」について普及啓発の機会を増やし、また「自分たちにできること」「行政の支援が必要なこと」などを考える場を設けるなど、市民・地域・行政がそれぞれの役割を担い、そして一体となって高齢者の地域生活を支えるコミュニティづくりを推進します。

特に、住民参加による介護予防も重要視されていることから、介護予防ボランティアの養成・人材の確保を図る上でも、市民、地域、行政の役割について啓発を図っていきます。

2. 生き生きと健康に暮らすために ～健康・予防・介護の推進で生き生き暮らせる環境の整備

(1)生活習慣病の予防と健康づくりの推進

①特定健診・特定保健指導の推進

「特定健診等実施計画」に基づき、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に焦点をおいた健診を実施し、健診の受診率向上を図っていきます。

また、受診者への健診結果説明を全員に実施し、健診結果から自分の身体の状態を理解できるように支援します。

受診率向上のため、市の広報誌のほか、未受診者訪問、病院への受診勧奨依頼を今後も実施しながら、取り組みや健診日程の見直しや新たな受診率向上策の検討を行います。

②がん検診の実施

職場でがん検診を受ける機会のない40歳以上の市民を対象にがん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳）を実施し、がんの早期発見に努めます。

受診率向上のため、広報やチラシ配布、個別通知による受診勧奨を行うほか、集団検診方式、個別検診方式（医療機関での受診）を今後も実施し、受診方法を選択できるように進めます。

③生活習慣病予防の周知・啓発

生活習慣病の予防のため、「食事」「運動」「休養」「禁煙」「適正飲酒」などの生活習慣の見直しを自ら行えるように、生活習慣に関する正しい知識の普及啓発に努めます。また、展示やチラシを作成する際には内容の更新・改善を行い、「生活習慣病予防にはまず健診受診」という点を、よりわかりやすく伝える工夫を行っていきます。

禁煙デーや世界糖尿病デー、生活習慣病月間の機会を活用し、パネル展やチラシの配布を行います。

特に、市では高血糖の人が多いため、糖尿病についての正しい知識と、予防の周知を行います。

市民へ広く広報するほか、個別の健康相談の機会を活用し、個々人に対する予防の周知も図ります。

④健康づくりの推進

a)健康いとまん21の推進

市の「健康いとまん21」を今後も推進し、介護予防も視野に入れた若い世代からの健康づくりや健康の保持・増進を図ります。推進にあたっては、必要に応じて国や県計画の目標や指標に沿った内容への更新を行いながら取り組んでいきます。

b)食育の推進

自らの「食」について考える習慣を身につけ、一人ひとりが自分にあった食事量の目安やバランスのとれた食事がとれるように、健康教育の実施等により食に関する正しい知識の普及に努めます。

また、市の「食育推進基本計画」の策定に努め、「食」に関する知識の普及と食生活改善推進員の養成・育成に努め、食育の推進を図ります。

c) 中高年の運動の促進

運動は、生活習慣病、介護、うつ病・認知症等の予防に効果的だと言われています。社会体育課と連携をとり、ウォーキング教室や市の願寿館やプール、体育館等の運動施設の利用を促進するなど、中高年の世代に継続的な運動を促します。

また、日常生活の中で身体活動量を増やす工夫について保健指導等で伝え、生活の中に運動を取り入れられるように支援していきます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業です。

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護や介護予防通所介護に加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを総合的に支援します。

a) 訪問型サービスの推進

日常生活上で支援を必要とする要支援者等を対象に、既存の介護予防訪問介護に加え、住民主体の支援等も含め、多様な訪問介護を支援し介護状態の悪化防止を図ります。

a)-1 訪問介護

市が指定した事業所による入浴、排泄等の身体介護を中心とした支援を行います。

a)-2 訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）

市が指定した事業所による調理、掃除等の生活援助の支援を行います。

a)-3 訪問型サービス B（住民主体による支援）

有償・無償のボランティア等による短時間で可能な調理、掃除等の生活援助の支援を行います。

a)-4 訪問型サービス C（短期集中型サービス）

保健・医療の専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間（3～6 ヶ月）で実施し、生活機能の向上が図られるよう支援を行います。

a)-5 訪問型サービス D（移動支援）

通所サービス等で外出する場合の移動支援や生活支援を行います。

b) 通所型サービスの推進

日常生活上で支援を必要とする要支援者等を対象に、既存の介護予防通所介護に加え、住民主体の支援等も含め、多様な通所介護を支援し介護状態の防止を図ります。

b)-1 通所介護

市が指定した事業所（施設）に通い食事、入浴等の支援や生活機能のための機能訓練を支援を行います。

b)-2 通所型サービス A

市が指定した事業所の職員や補助ボランティアによる運動、レクリエーション、ミニデイサービス等の支援を行います。

b)-3 通所型サービス B

有償・無償のボランティア等により、体操や運動等の活動を自主的に活動している団体へ助成を行います。

b)-4 通所型サービス C

施設に通いながら保健・医療の専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間（3～6 ヶ月）で支援を行います。

c) その他の生活支援サービス

調理が困難な一人暮らしの要支援者等を対象に、弁当を配達し健康保持を図ります。また、本事業は見守りの観点からも効果が高いため、委託業者や地域の民生委員、地域相談センターとの情報共有及び連携を行い、見守り体制の強化を図ります。

d) 介護予防ケアマネジメント

介護予防が必要な対象にアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、ケアプランを作成し、本人が自立した生活を送ることができるよう支援します。

② 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域デイサービス等の住民運営の通いの場を充実させ、生きがい・役割をもって生活ができる地域づくりを推進します。

a) 介護予防把握事業

地域相談センター等と連携しながら、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へ繋がられるよう訪問指導を実施します。

b) 介護予防普及啓発事業

地域デイサービスや老人クラブ等に出向くほか、市の窓口、広報誌や市のホームページを活用して高齢福祉や介護に関する情報の提供を行い、介護予防の大切さを周知します。また、自治会長や民生委員、女性会、青年会等の協力を得て、介護予防事業、介護保険制度、各種サービスに関する情報の提供にも努めます。

c) 地域介護予防活動支援事業

c)-1 願寿館教室

楽しみながら効果的なトレーニングプログラムを提供できるように検討し、一人ひとりの状況に応じた内容となるようにさらなる充実を図ります。また、家庭で簡単にできる運動方法を指導し、健康保持と介護予防が一人でも行えるよう推進します。地域からの依頼に応じ、出張運動指導も実施するほか、ストレッチリーダー、ボランティアなどの人材の確保と養成及び育成を行います。願寿館の周知にも努めます。

c)-2 地域デイサービス

地域デイサービス事業への参加促進を図り、各地域で継続的に多くの高齢者が参加し、介護予防や仲間づくり推進します。

自治会、協力員等のボランティアの確保・育成、社会福祉協議会との連携を図り、地域のつながり強化を図ります。

c)-3 かりゆし健康クラブ（社会福祉センター）、いきいき健康クラブ（ふくらしゃ館）

地域デイサービス中央型である「かりゆし健康クラブ」及び平成 22 年度より開始した「いきいき健康クラブ」を継続し、介護予防を推進するとともに、運動指導員等の人材の確保に努めます。

また、高齢者の憩いの場として学習や趣味活動の充実を図っていきます。

(3) 介護サービスの推進

① 介護サービスの質の向上

a) 介護サービス事業所への指導及び監査

介護サービスの質を確保し、介護保険制度の適正な運営が図られるよう、サービス事業者等への指導及び監査を行います。実施にあたっては、増加する事業所に広く対応できるよう、マンパワーの確保及び今後の実施指導の強化を図ります。

b) 介護給付等費用適正化事業

公正かつ的確な要介護認定を確保するために介護認定調査員及び介護認定審査会委員の研修を行っていきます。

また、事業者が適切なサービス提供、適正な請求等を行えるよう、①ケアプランの点検、②医療突合・縦覧点検、③サービス受給者への給付費通知を今後も継続して実施します。

②地域密着型サービスの整備充実

「地域密着型サービス事業者指定選考委員会」及び「地域密着型サービス運営協議会」において、日常生活圏域ごとに必要とされているサービスについて検討し、地域ニーズに対応するサービスの整備を図ります。第6期においては、地域密着型サービスがまだ整備されていない西崎圏域への設置を検討します。

(4)介護予防生活支援事業の推進

①任意事業の充実（地域支援事業）

a) 家族介護支援事業

○介護用品支給事業

家族介護者への支援として、介護用品の支給（紙おむつ等の支給）を今後も継続して実施します。

該当者に対し、介護保険の支給決定通知を送付する際に事業についての案内を同封するなど周知を図ります。

○家族介護慰労助成事業

自宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、慰労金の支給を引き続き実施します。

事業の周知を図るとともに、家族介護者の会や地域相談センターとの連携により、対象者の掘り起こしに努めます。

b) 食の自立支援事業

調理が困難な一人暮らし高齢者への配食サービスを実施し、高齢者の健康保持を図ります。

また、本事業は高齢者の見守りの観点からも効果が高いため、委託業者や地域の民生委員、地域相談センター等との情報共有及び連携を行い、本事業の推進による見守り体制の強化を図ります。

c) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者の権利擁護と福祉の保護を図るため、成年後見制度を利用する必要があるのにも関わらず、経済的理由などで制度を利用できない方の支援を行います。

自治会や地域デイサービス等の場における本事業の周知を強化します。

d) 高齢者権利擁護事業

高齢者が安心して社会福祉サービスを利用できる環境づくりを目指し、介護保険施設利用者の人権擁護、地域にあっては見守り体制の構築を推進します。

②介護予防生活支援事業の充実（市の単独事業）

a) 軽度生活援助事業

介護を受けるほどではないが日常生活で支援が必要な高齢者への支援を今後も継続して実施します。

また、地域のボランティアや民生委員との情報共有を図り、地域による支援も活用しながら、事業展開を図ります。

b) 外出支援サービス事業

常時車イスを利用している外出困難な高齢者の通院支援を継続します。

介護保険サービスとの調整を行い、在宅支援を検討します。

c) 福祉電話設置事業

本事業は、一人暮らし高齢者等に福祉電話を設置し、日常生活の便宜を図ることを目的に行っており、本事業を引き続き実施していきます。

d) 緊急通報システム事業

一人暮らしで常時注意を要する高齢者の緊急時の対応を図るため、本事業を継続します。

また、民生委員、支援を必要とする人の隣近所の協力(支援者の確保)など地域の協力体制を整え、情報の共有、日ごろの見守り、緊急時の支援体制の整備にも努めます。

3. 楽しく明るく暮らすために ～暮らしの中で、気軽に交流や活動に参加できる環境の整備

(1) 生きがいつくりの推進

① 老人クラブ活動の育成

高齢者の生きがい活動のほか、地域活動、社会奉仕活動の活性化を図るために、老人クラブの活動支援を行います。

老人クラブが明るく楽しいクラブになるようレクレーション等を取り入れながら、生きがいと健康づくりを推進し、老人自らの手で福祉の向上が図られるよう組織基盤のなお一層の充実を目指していけるよう支援します。

② シルバー人材センターの活用促進

高齢者が知識や経験、技術を地域社会で発揮し、活躍できる場であるシルバー人材センターについて、周知広報に努めていきます。

公共事業についても、シルバー人材センターを活用し、積極的に高齢者の就労機会を創出していきます。

③ スポーツ、生涯学習、文化活動等の生きがい活動の推進

市では、高齢者を含めたすべての市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツに対する意識の高揚を図ることを目指し、生涯スポーツの普及を推進しています。老人スポーツ大会や老人クラブのレク活動を通して、高齢者も楽しく、あるいは目標を持って参加する機会をつくります。

生涯学習や文化活動については、図書館活動、生涯学習支援センター講座、出前講座等があるほか、サークル活動も盛んに行われています。高齢者が生きがいをもって生活を送れるように、生涯学習、文化活動の場の提供に努めます。

④ 世代間交流の機会の拡充

保育所や幼稚園、児童館、学校、学童クラブ等との連携を図り、高齢者と乳幼児、児童生徒がふれあう機会の拡充を図ります。

地域デイサービス、老人クラブ、自治会などの地域コミュニティ、願寿館、ふくらしや館などの介護予防拠点施設での世代間交流、保育所や学校等行事への高齢者の参加のほか、地域行事、スポーツ文化活動での交流など世代間交流の機会を広げ、高齢者の生きがい創出に努めます。

⑤ 糸満版長寿大学の実施検討・研究

老人クラブと連携しながら、高齢者の生きがい、生涯学習、地域ボランティアの養成等を行う糸満市版の長寿大学の実施検討・研究を行い、開校を目指します。

⑥敬老会の実施及び祝い金の支給

高齢者を敬い長寿を祝うために、敬老会の開催や祝い金の支給を今後も実施します。

敬老会開催の案内は、広報誌とともにチラシの全世帯配布を行い周知を図るとともに、開催する際の場所や移動手段の改善について検討し、よりよい方向を導けるように努めます。

(2)集いの場の拡充

①地域の集いの場の確保

a) 地域デイサービスの推進

一般介護予防事業として実施する「地域デイサービス」を推進し、高齢者同士の交流、情報交換、安否確認、世代間交流の場の確保を図ります。

自治会一体となつての事業展開が必要であるため、地域との連携及びボランティアによる協力員の確保や育成を進めます。

b) 地域資源を活用した高齢者の活動拠点づくり

市内の介護予防拠点施設を活用するほか、その他の地域においても、地域資源を活用し、高齢者が集い、交流できる拠点づくりを推進します。

c) 家族介護者の集いの充実

既存の介護者の会など地域の支援団体を中心に、会の活動を支援し、拡充させていきます。

また、会の活動支援を行うとともに、会に参加していない家族介護者の悩み等の相談する機会が増えるように、集いの場の充実を図ります。

②老人福祉センター等の整備検討

社会福祉センターが交流や活動の基盤として機能し、高齢者の活躍の場が確保できるよう環境の整備を検討していきます。

③公民館を活用した交流の充実

地域の公民館は、各世代が自由に交流できる重要な拠点です。自治会との連携により公民館を活用し、高齢者の集いと交流の場の確保に努めます。

(3) 移動・交通手段の整備

①事業実施等における移動手段の確保

高齢者福祉に関する事業を実施するにあたっては、多くの事業で高齢者の「移動」が必要となります。

事業を実施する際は、事業を行う場所までの高齢者の「移動方法」についても確保し、気軽に参加できる環境の整備に努めます。

②外出支援サービス事業（再掲）

③送迎バス活用モデル事業の実施継続

自動車学校や病院の送迎バスを活用した「送迎バス活用モデル事業」の継続実施を検討し、高齢者の移動手段の確保を図ります。また、実施にあたっては、介護予防を実施している願寿館や社会福祉センターへの停車協力を依頼し、介護予防を受けやすいように図ります。

④新しい公共交通検討事業の推進

高齢者のみならず、障がい者や子どもを含めたすべての市民が、日常生活や社会参加を行う上で、移動手段はとても重要です。新しい公共交通の検討を行い、実施に向けて取り組みます。

4. 安心して住み続けるために ～安心して暮らせる地域福祉ネットワーク体制の構築

(1) 高齢者の見守り活動の推進

① 地域の見守りネットワーク体制の構築

高齢者を地域一帯で支える地域コミュニティの確立を目指し、市の地域福祉計画にもとづいて、地域福祉コーディネーターや民生委員、老人クラブ、地域見守り隊、自治会等と連携を図り、閉じこもり防止や虐待防止のための訪問・見守りといった地域福祉の体制の構築を図ります。

地域ごとの特徴、実情を踏まえたネットワークづくりを進め、地域の繋がりと地域福祉の向上を図ります。このため、各地域（自治会単位）での地域福祉活動の取り組み状況の把握について、市社会福祉協議会や自治会と連携して行います。

② 一人暮らし高齢者等の見守り体制づくり

一人暮らし高齢者等、日常生活での見守りが必要な高齢者について、地域相談センターによる見守り支援を実施します。

③ 緊急通報システム事業の充実（再掲）

④ 食の自立支援事業（再掲）

(2) 認知症対策の推進

① 認知症についての周知と理解の促進

認知症高齢者の人権を守り、尊厳が傷つけられないことがないように、地域住民に対し、「認知症は誰にでも起こりうるもの」「症状との上手なつきあい方」など、介護予防普及啓発事業をとおして、認知症に関する基本的な知識の普及啓発を行います。

また、地域住民のほか、地域の組織や団体、関係機関等支援者に成り得る人を対象にした認知症講話の実施に努めます。

② 認知症サポーターの養成

認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症サポーターキャラバン・メイトと行政との情報共有を図るため、認知症サポーターキャラバン・メイト連絡会を実施します。

③ 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築

「認知症初期集中支援チーム」の設置やコーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の人や家族に関わり、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う支援体制の構築を図ります。

④認知症支援のネットワークづくり

地域包括支援センター職員や地域相談センター職員、医師、民生委員等で構成される「地域ケア会議」を活用し、認知症高齢者に関する情報共有及び諸問題への早期対応を図りつつ、地域との連携にも努め、認知症高齢者及び家族に対する生活支援や見守りを地域全体で行うネットワークの構築を目指します。

⑤地域密着型サービスの整備充実（再掲）

⑥認知症家族介護者への支援

認知症高齢者を家庭で介護する家族を支援するため、認知症介護者同士の悩み相談の機会を設けるなど、支援に努め、家族会ができるように支援します。

(3) ボランティア活動の推進

①ボランティアの養成と活動支援の強化

社協ボランティアセンターが行っているボランティア活動の啓発、体験、養成研修、講座、登録、相談等の活動を支援します。

今後もボランティア希望者が気軽に参加、活動できるよう、ボランティアに関する情報提供の充実やボランティア体験の機会を広げるとともに、ボランティア養成講座の開催などを支援します。

②社協ボランティアセンターとの連携強化

市社会福祉協議会に配置されているボランティアコーディネーター（ボランティア活動の連絡調整や情報収集、研修などを総合的にコーディネートする）と連携し、ボランティア活動を支援します。

また、社協ボランティアセンターと連携し、安定した運営が図れるよう支援していきます。

ボランティアコーディネーターについては、日常生活圏域ごとに配置するか検討を行います。

③傾聴ボランティアの促進

高齢者及び家族の話し相手となり、心に寄り添う「傾聴ボランティア」の活動を支援します。

傾聴ボランティアは利用者や支援者が少ないため、事業の周知強化、傾聴ボランティアの養成や効果的な事業展開の検討を行います。

(4) 災害時の対策の推進

① 防災計画に基づいた災害時対策の充実

市の防災計画に基づき、防災対策や避難訓練、災害時の対応を整え、高齢者が安心して生活できる環境整備を図ります。

② 災害時要援護者登録制度の推進

要援護者登録制度を推進し、災害が起きたときに地域の自主防災組織と連携し、一人では避難することが困難な高齢者の支援をする体制づくりを進めます。

また、要介護者についても、介護サービス事業所や介護福祉施設と連携し、災害時の対策を検討します。

③ 救急医療情報キットの普及推進

万一の緊急時に本人等が病状を説明できない場合に備え、本人のかかりつけの病院や病名等の医療情報、飲み薬などを含めた個人情報を自宅の冷蔵庫に保管する「緊急医療情報キット」の普及を進めます。